

## 埼玉県種苗センター管理要綱

平成 6年	5月25日	決 裁
平成12年	4月 1日	一部改正
平成15年	4月17日	一部改正
平成21年	2月 3日	一部改正
平成25年	3月29日	一部改正
平成26年	4月 1日	一部改正
令和 3年	4月 1日	一部改正

### (趣旨)

第1 この要綱は、埼玉県種苗センター条例（平成6年条例第23号。以下「条例」という。）及び埼玉県種苗センター管理規則（平成6年埼玉県規則第53号。以下「規則」という。）の運用に当たり必要な事項を定めるものとする。

### (範囲)

第2 この要綱において埼玉県種苗センター（以下「センター」という。）とは、ガラス温室、育成ハウス、ほ場及び管理研修棟並びにこれらの関連施設、区域の総体をいう。

### (優良種苗の供給)

第3 条例第2条第2号の優良な種苗（以下「種苗」という。）の供給は、県内に住所を有する農業者及び県内に住所を有する農業者を主たる構成員とする農業団体、その他農林部長（以下「部長」という。）が適当と認めるものに対して行う。

### (種苗供給の申込み)

第4 第3の種苗の供給を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、様式第1号の優良種苗供給申込書（以下「申込書」という。）を生産振興課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申込みの期限は、供給を希望する期間の始期の3週間前までとする。ただし、課長が必要と認めた場合は、この限りではない。

### (種苗供給期間の決定)

第5 課長は、第4の申込書を受理したときは、その写しをセンターの長（以下「所長」という。）に送付する。

2 所長は、当該申込みに係る種苗の育成状況を勘案して、供給可能数量及び供給予定期間を当該期間の始期の2週間前までに課長に報告するものとする。

3 課長は、前項の報告を受けたときは、供給数量及び供給期間を決定し、その旨を様式第2号により、申込者に通知する。

### (種苗の受領)

第6 第5の3の通知を受けた申込者は、種苗を受領したときは、様式第3号の優良種苗受領書を課長に提出しなければならない。

### (種苗を引き取らない場合の処分)

第7 第5の3の通知を受けた申込者が、正当な理由がないのに供給期間中に当該種苗

の引取りをしない場合は、当該種苗の引取りを放棄したものと見なし、県がその種苗を処分する。ただし、申込者は、その種苗代金を納入するものとする。

( 売払価格の決定 )

第 8 課長は、種苗の売払価格を決定又は変更しようとするときは、埼玉県種苗センター運営推進会議の意見を聴くものとする。

( 納入通知書 )

第 9 課長は、種苗の売払いを行ったときは、納入通知書を発行するものとする。

( 代金の納入 )

第 10 種苗の供給を受けた者は、納入通知した日から 15 日以内に種苗代金を納入しなければならない。

( 委託育成の手引 )

第 11 条例第 8 条に基づき知事が指定する者 ( 以下「指定管理者」という。 ) は、委託育成手続の細部 ( 条例第 3 条及び第 6 条に関するものを除く。 ) について、必要な事項を記載した「利用の手引」を別途定めるものとする。

( 委託育成の許可の変更 )

第 12 センターに種苗の育成を委託したものが、条例第 3 条の許可に係る事項の変更を希望する場合には、規則第 2 条の許可申請書を変更許可申請書とし、許可申請書の変更希望箇所を朱書して所長に提出するものとする。

2 前項の変更許可申請書に係る許可は、規則第 2 条の 2 の許可書を変更許可書とし、交付して行うものとする。

( 委託育成の許可の取消し等 )

第 13 条例第 6 条の利用条件の変更又は許可の取消がされた場合には、部長は、申込者にその旨を通知する。

( 遵守事項 )

第 14 条例第 5 条のセンターの利用者の遵守事項は、次のとおりとする。

( 1 ) 駐車場以外へ自動車などを乗り入れないこと。

( 2 ) ガラス温室などの種苗の増殖・育成施設並びにほ場へ立入らないこと。

( 3 ) センター内の植物を抜き取り、果実や種子若しくはその植物体の一部を採種し、又は枝葉等に損傷を与えないこと。

2 前項の定めについては、所長の許可があった場合にはこの限りではない。

3 センターの見学、又は管理研修棟の集合研修室等 ( 以下「研修室」という。 ) の利用については、事前に予約をし、当日までに様式第 4 号により所長の許可を受けなければならないものとする。

( 立入りの禁止等 )

第 15 条例第 7 条の立入りの禁止又は退去の命令は指定管理者又は指定管理者の命を受けた職員が行うものとする。

( 別定文書 )

第 16 この要綱で定める事務又は業務を実施する上で、この要綱に定めのない事項については、必要に応じて、課長が別に定めるものとする。

様式第1号

## 優良種苗供給申込書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

(申請者)住所又は事務所所在地  
〒

\_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
氏名又は集団名

\_\_\_\_\_  
電話番号

つぎのとおり、埼玉県種苗センターから、種苗の供給を受けたいので申し込みます。

種苗の種類	品 種	苗 姿	数 量	希望供給期間 (年月日~年月日)	センターで記入 (年 月 日)	
					数 量	金 額

(注) 申し込む上での留意事項

- 1 供給する種苗の生産状況等により供給数量が希望を下回る場合があります。
- 2 供給数量及び売払い価格並びに供給時期については、追って通知します。
- 3 送付後、発行する納入通知書(請求書)のあて名は申請者となりますので、御注意ください。

# 優良種苗供給通知書

生振第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県農林部生産振興課長

令和 年 月 日付けで申込みのあった種苗については、下記により供給します。

## 記

1 供給する種苗の期間

令和 年 月 日 ( ~ 日 ) ( 旬 ~ 旬 )

2 供給場所

埼玉県種苗センター

3 供給する種苗の種類と価格

種苗の種類	品 種	苗 姿	数 量	価 格
				円

4 注意事項

- 供給種苗の代金は、追って通知した日から 15 日以内に納入してください。
- 正当な理由がないのに供給期間中に当該種苗の引き取りをしない場合は、県が当該種苗を処分します。

なお、この場合も代金は納入していただきますので注意してください。

様式第3号

# 優良種苗受領書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

(申請者)住所又は事務所所在地

〒

(ふりがな)  
氏名又は集団名

電話番号

つぎのとおり、埼玉県種苗センターから種苗を受領いたしました。

種苗の種類	品種	苗姿	数量

# 見学・集合研修室等の使用申込書

年 月 日

(あて先)

埼玉県種苗センター所長

(申請者)住所又は事務所所在地  
〒

\_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
氏名又は団体名

\_\_\_\_\_  
電話番号

つぎのとおり、埼玉県種苗センターの見学又は集合研修室等の使用をしたいので申し込みます。

## 記

1 日 時 令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分

2 利用目的 (簡潔に記述する)

\_\_\_\_\_

3 人 員 \_\_\_\_\_ 名

4 使用する研修室等

研修室等の名称	使用する視聴覚機材等	備考
集合研修室 専門研修室 会議室 応接室 その他	( )	

5 利用上の注意点等

- (1) 使用料は、無料とする。ただし、使用する茶等は持参のこと。
- (2) 研修室等は、使用前の現状に復すること。
- (3) センターの職員の指示に従うこと。
- (4) 故意又は重大な過失により機材等を損傷したときは、賠償すること。